

13 下呂の森がはぐくんだ地域材等を利用し木材利用を推進 【木材の利用促進】

〈事業の経緯〉

本格的な利用期を迎えた森林資源を活かし、新たな木材需要の創出を図ることが必要とされる中、木材利用促進法の改正等により、①建築物等への木材利用の促進、②協定制度を新設することで自治体や事業者がそれぞれの立場において協力し合い、当該法の目的、基本理念に沿って木材利用の促進に努めることが示された。

〈事業の目的・効果〉

建築物（住宅・非住宅）において地域の木材を利用することで、健全で豊かな下呂市の森林づくりを推進する。

■事業内容

《地域材需要促進事業（下呂の森が育んだ木の家推進事業）》

建築物（住宅・非住宅）における地域材の利用拡大を目的として、申請者である事業者と下呂市が木材利用促進協定を締結し事業を実施。同協定により建築物（住宅・非住宅）を新築又は増改築する事業者（工務店等）に対し、地域材（ぎふ証明材（※1））使用量に応じ補助等を行う。

※1 岐阜県産材のトレーサビリティ制度による木材

1. 木材利用促進協定を締結

事業者と下呂市が協定を締結し事業者は木材の利用に関する構想を示し市産材の利用を促進。市は事業者の構想を達成するための支援を行う。

2. 補助対象

新築・増改築を行う建築物（住宅・非住宅）の建築主及び事業者等

3. 補助金額

- ㊦新築タイプ : 1㎡あたり 20 千円（上限 500 千円/1 棟）
- ①増改築タイプ: 地域材購入にかかる経費の 1/3 以内(上限 250 千円/1 棟)

4. 補助内容

- ①建築主支援 ➤ ・下呂市産材購入費の助成
・下呂市産材等を使用した木工製品の贈呈
- ②事業者支援 ➤ 木材利用、普及啓発、人材育成等補助

■令和6年度事業量

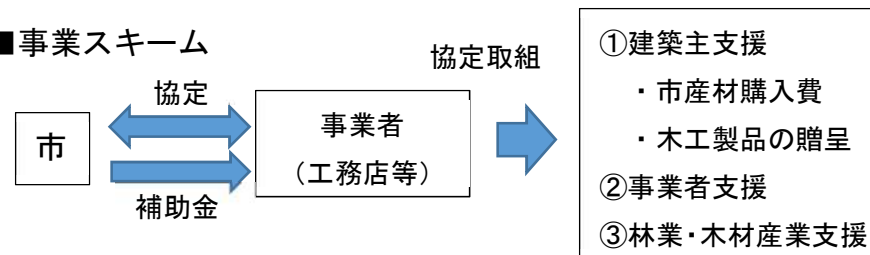
住宅 新築 70 棟 増改築 10 棟 非住宅 4 棟

■令和6年度予算額 30,075千円（内譲与税 30,000千円）

■下呂市森林づくり基本計画

Ⅳ 14. 木造住宅について 15. 非住宅の木造化について

■事業スキーム



■実施イメージ(新築上棟・増改築内装木質化・PR 幕)

